

21世紀アメリカ福祉国家システムの展開*

—— ブッシュ共和党政権とオバマ民主党政権の財政政策 ——

岡田 徹太郎

はじめに

本稿は、現代資本主義の分析における福祉国家財政論の成果を活用しつつ、21世紀のアメリカ福祉国家システムが、どのように展開しているのか明らかにする。

2001年1月に始まるジョージ・W・ブッシュ（ジュニア）共和党政権は、対外的には、新保守主義的な立場から先制攻撃や予防戦争を容認するという軍事・外交路線により単独行動主義の道を歩み、対内的には、新自由主義的な立場から、「ブッシュ減税」と呼ばれる大型減税や規制（緩和）政策に象徴される福祉国家システムの基盤の切り崩しを行い、内外両面で、世界の安定を図る基軸国としての立場を危うくした。

これに対し、リーマン・ショック（2008年9月）後の2009年1月に始まるバラク・オバマ民主党政権は、紆余曲折を経ながらも、対外的には、対テロ戦争・対イラク戦争の終結を図り、対内的には、2009年アメリカ再生・再投資法によるケインズ主義的な拡張的財政政策、医療保険改革（オバマケア）、金融規制改革（ドッド・フランク法）、富裕層減税の打ち切りなど数々の政策を打ち出し、威信を失ったアメリカ福祉国家システムの再生を図ろうとした。

本稿では、21世紀に入って登場した2つの政権の政策を分析するとともに、21世紀アメリカ福祉国家システムの展開について論じ、若干の将来展望を提

* 本研究は、平成24年度～平成26年度・科学研究費助成事業・基盤研究(C)・課題番号24530353の研究成果の一部である。

示する。

1. アメリカ福祉国家システムと福祉国家財政論

21世紀の分析に入る前に、本稿が対象とするアメリカ福祉国家システムがいかなるものを指し示すのか、定義を与えておかねばなるまい。おそらく、アメリカ福祉国家システムという言葉に対しては、2つの側面から疑問が呈されるだろうことが予想されるからである。その第1は、「福祉国家」という言葉をどのような文脈において用いているのか、という点である。そして、第2に、そもそもアメリカは福祉国家なのか、という問題である。

1.1. 現代資本主義と福祉国家

「福祉国家 (welfare state)」の概念を、定義するための材料として、辞書的な説明を用いれば、以下のようになろう。

「一般に、社会福祉 (social welfare) を政策の中核に据える国家を『福祉国家』と呼ぶ。語源から述べれば、第2次世界大戦中のイギリスで、ナチス・ドイツの戦争国家 (warfare state) に対して、国民生活重視の自国を指す標語として用いられたものであるが、ベヴァリッジ報告 (1942) 以降、特に戦後の社会保障制度の発展にともない、現代国家の体制を表す一般用語となった」と。⁽¹⁾

このような説明は、一見、単純で分かり易いようにも思えるが、社会科学用語として用いる場合には、少々やっかいである。いったい、どの時代のどの国が「福祉国家」なのか、という議論を呼び起こすことになるからである。

現代資本主義の国家体制を指し示す概念として、そもそも福祉国家は適切で

(1) 次の経済辞典を用いた。『経済学辞典』第3版、岩波書店 (文責：戸原四郎)。『経済辞典』第4版、有斐閣。A Dictionary of Economics, Oxford University Press. The MIT Dictionary of Modern Economics, Fourth edition, the MIT Press. なお、ドイツでは、歴史的な理由から、福祉国家の代わりに「社会国家 (Sozialstaat)」という言葉が用いられる。

はないとする場合を除いて、少なくとも、第2次大戦後から1970年代初頭までの西ヨーロッパ先進諸国を「福祉国家」とすることには、あまり異議がないようである。あるいは、21世紀に入った現在においても、高負担・高福祉国家の典型である北欧諸国を「福祉国家」と呼ぶことには抵抗がないかもしれない。⁽²⁾問題は、それ以外の時代、その他の国をどう捉えるか、という点である。

まず、本稿がふれておかねばならないのは、「どの時代」に福祉国家をみることができるのか、という点である。この問題について、筆者は、資本主義の発展を、その社会構造の形成・発展・転換のような形で、歴史の動態として捉え、資本主義の発展段階論として把握することとする。

イデオロギー的な主張ではなく、実証的かつ体系的に説得力を持つ福祉国家論は、財政学者・林健久と加藤榮一によって「福祉国家財政論」として打ち立てられた。林・加藤らの立論を要約すれば、以下ようになる。各国において差異があるとはいえ、第1次世界大戦と第2次世界大戦の前後において、財政支出における(1)総支出の増大と(2)社会費比率の上昇に不連続的な飛躍がある。

つまり、それまでの資本主義体制とは量的にも質的にも変化があり、現代資本主義国家に特徴的な多面的な「所得再分配」や「経済安定化」を担う『福祉国家』としての財政的な枠組みが出来上がった。⁽³⁾総じて、一般に、現代資本主義は、第1次大戦以前の古典的資本主義とは異なる、福祉国家段階の資本主義である、⁽⁴⁾ということができるのである。

1.2. アメリカ福祉国家システムの独自性

たとえ、一般論として、現代資本主義国家を、第1次大戦以前の古典的資本主義国家とは性格の異なる「福祉国家」と特徴づけることに同意を得ても、アメリカが福祉国家であるかどうかについては異論が挟まれる。しばしば「アメリカは福祉国家ではない」と断じられることがあるのである。⁽⁵⁾

(2) 本稿では、概略のみを述べるので、詳しくは岡田(2004)を参照されたい。

(3) 林(1992) pp.1-29, 加藤(2007) pp.3-78.

(4) 福祉国家資本主義としての現代資本主義については、岡本(2007), 岡本(2009), 岡本(2011)が詳しい。

確かに、アメリカは、第2次世界大戦後、東西冷戦の中で、自らを福祉国家化するよりも、国際通貨体制・自由貿易体制を維持して他国の成長を助け、圧倒的な軍事力を背景に、パックス・アメリカナと呼ばれる時代を築き、西側資本主義陣営の基軸国となった。福祉国家としての側面よりも、西側の盟主であり、軍事国家としての側面の方が強いという捉え方があるのである。

しかし、それは戦後の一時期のアメリカの姿をみているにすぎず、21世紀に繋がるアメリカの国家像を正確に捉えているとはいえない。図1は、アメリカ連邦政府の財政支出の対GDP比の経年変化を、機能別にみたものである。図中の「人的資源 (human resources)」は、(1)教育・訓練・雇用および社会サービス、(2)保健、(3)メディケア (高齢者医療保険)、(4)所得保障、(5)社会保障年金、(6)退役軍人向け給付およびサービスを内容とするものであり、広義の社会福祉支出に該当する。アメリカにおいても、財政支出の不連続的拡大と、社会福祉支出の構成比の上昇がみられる。ただし、アメリカ独自の要因に注視する必要がある。

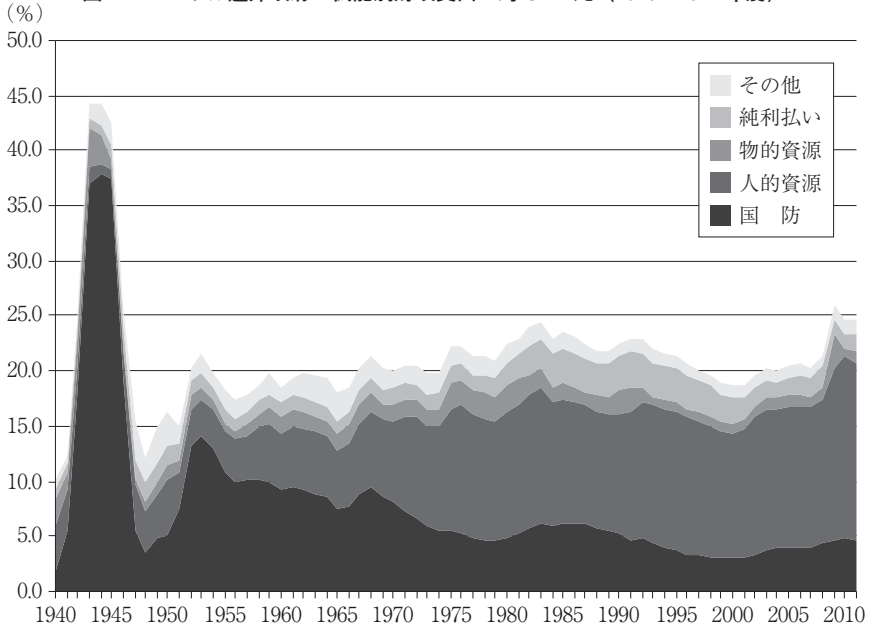
ここで、経費構造の変化について、図1を用いながらみていこう。その前提として、現在では、広く分析ツールとして用いられている、ピーコックとワイズマンによる「転位効果 (displacement effect)」について確認しておく。ピーコックとワイズマンはイギリスを例にした研究に基づいて、次のように説明している。「人々は、危機の時期に、平穏な時期ならば耐えられないと考えたであろう課税水準と徴税方法を受け入れる。そして、その混乱自体が過ぎ去った後にも、それは維持される。その結果、政府の収入と支出の量は、社会的混乱の後に、転位をみせるのである。混乱が過ぎ去れば、支出は減少しうるが、しかし、それは以前の水準に戻ろうとはしないであろう。国家は、以前には実施しようとしても必要な財源を確保することが政治的に不可能であると考えられていたような新しいことを始めることができるのである。」⁽⁶⁾

渋谷 (1986) は、ピーコックとワイズマンが、国家が新しいことを始める理

(5) 貝塚 (1985), 橋木 (2002).

(6) Peacock and Wiseman (1961) p. 27.

図1 アメリカ連邦政府の機能別財政支出の対GDP比（1940～2011年度）



(出所) OMB (2012) Historical Tables, Table 3.1.

由まで説明しなかったことについて、「かえって賢明」であったと評価する。それは、アメリカの財政構造の変化は、2つの局面で構成され、「アメリカが戦後『自由世界』の基軸国になったために、その転位効果を通して福祉財政の拡充が実現される過程はやや複雑なものにならざるを得なかった」からである。本稿の図1によってもはっきりと見て取ることが出来るが、アメリカにおいては、第1局面として、「第2次大戦をはさんでのアメリカ財政の転位過程はまず高水準の軍事支出の定着から始まった」のであり、それを前提として「第2局面になると、基軸国としてのシステムに代わって国内の福祉拡充傾向という要因が次第に規定性を強めた。そして1950年代及び1960年代の連邦財政における福祉支出の絶対的かつ相対的な膨張と軍事支出の相対的な縮小という構造変化が生じた」⁽⁷⁾のである。

ここまで見てきたように、アメリカの事例からは、ヨーロッパ先進諸国と異なっていて、単純なモデルによる「福祉国家の典型例」のようなものは抽出できない。しかしながら、財政支出規模の不連続的な飛躍と、社会福祉支出の増大という傾向は、歴史的に読み取ることができる。したがって、先の定義に添う「福祉国家」アメリカをみることは出来る。ただし、それは、東西冷戦下における西側の基軸国としての役割を背負った、独自性を持ったアメリカ福祉国家システムの変遷を示しているのである。

1.3. 「隠れた福祉国家」と「ネットの社会支出」

アメリカ連邦財政支出の統計をみながら、福祉支出の絶対的かつ相対的な膨張と軍事支出の相対的縮小という変化を確認できても、アメリカがヨーロッパ諸国に比べると一貫して小さな政府であり、福祉支出も低位にとどまっていることは確かである。しかしながら、アメリカの福祉国家システムについて論じる場合、忘れてはならないことがある。それは、比較的新しい「隠れた福祉国家 (hidden welfare state)」という視点と、「ネットの社会給付 (net social expenditure)」という視点の2つである。

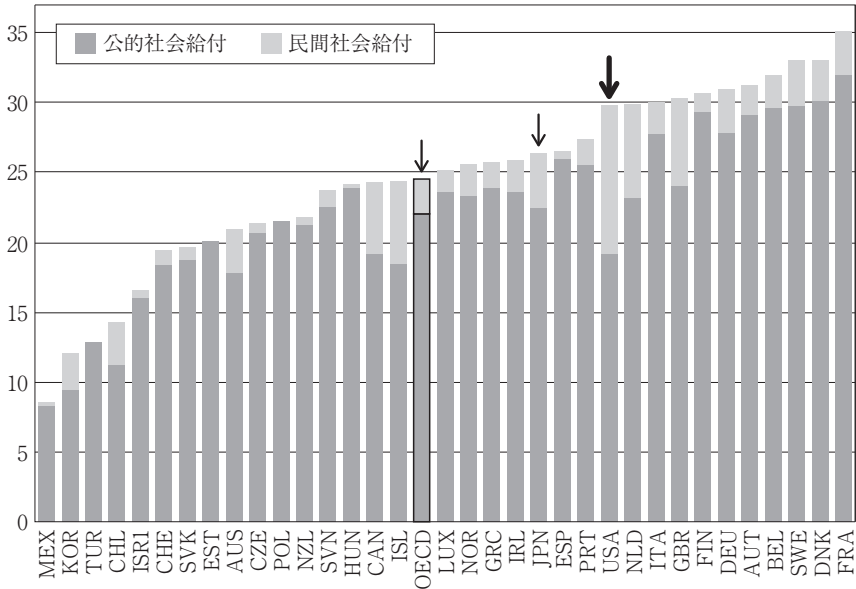
Howard (1997) は、アメリカにおける租税優遇措置——住宅ローン利子の所得控除や企業年金の損金算入など——による税収減である「租税支出 (tax expenditure)」が無視しえないほどの大きさをもっているということをもって、財政支出のように「見える福祉国家 (visible welfare state)」ばかりでなく、租税支出を含めた「隠れた福祉国家」の重要性を説いた。

さらに発展させて、租税支出だけでなく、法律的な義務付けによって民間部門に供給させている社会給付や、租税優遇措置を通じてインセンティブを与え、民間部門が任意に供給している社会給付の純計 (net) を導出したのが、OECD のエコノミストの Adema である。⁽⁸⁾ 図2は、OECD の社会給付データベースによって算出された「ネットの社会給付」の各国比較 (2009年) を示して

(7) 渋谷 (1986) pp. 4-8. 加えて、渋谷 (2005) [1] も参照されたい。

(8) Adema and Ladaique (2009). 加えて、持田 (2009) pp. 289-291 も参照されたい。

図2 民間社会給付を含めたネットの社会給付の対GDP比の水準（2009年）



(出所) OECD (2012) *Social Expenditure Database (SOCX)*, Ver. 2012.

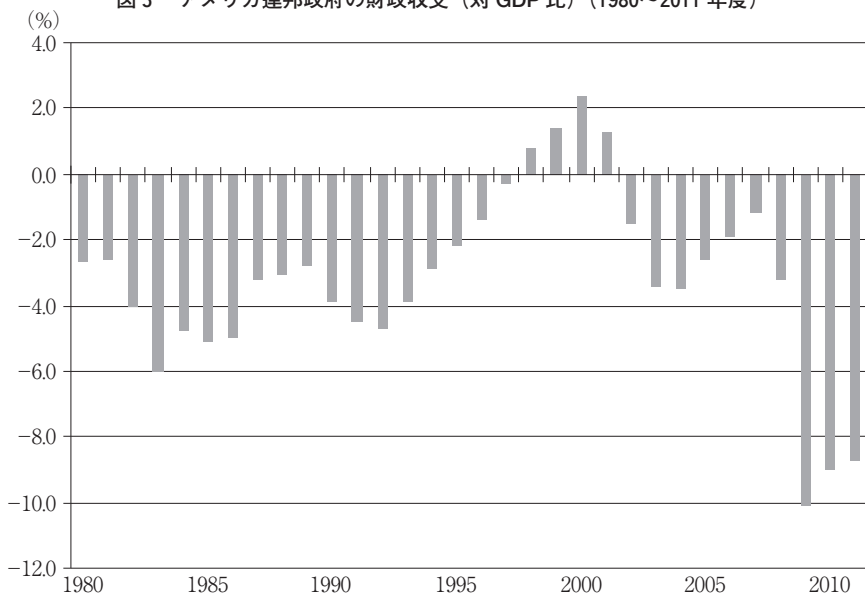
いる。アメリカは、雇用主提供医療保険に典型的にみられるように、民間企業が多く社会給付を提供していることが知られている。公的社会給付の水準では相当低位にあるアメリカが、義務的・任意的民間社会給付を勘案するとOECD平均や日本を抜いて、断然高位に位置するのである。

われわれは、以上のような、アメリカ福祉国家システムの特徴を前提におきながら、アメリカの財政政策をみていく必要がある。それでは、以下で、21世紀のアメリカ福祉国家システムの展開をみていくことにしよう。

2. ブッシュ政権の財政政策

2000年のアメリカ大統領選挙は、図3にみられるクリントン政権期（1993～2001）に築かれた「財政黒字」の処理をめぐる政策が大きな争点の一つとなったが、国債の早期償還・累積赤字の縮小を訴えた民主党の候補アル・ゴア副大

図3 アメリカ連邦政府の財政収支（対GDP比）（1980～2011年度）



（出所） OMB（2012） Historical Tables, Table 15. 6.

統領が敗れ、減税による還元を訴えた共和党の候補ジョージ・W・ブッシュ（ジュニア）テキサス州知事が勝利した。⁽⁹⁾

2.1. ブッシュ減税と2001年減税調整法の意義

ブッシュ政権は、2001年1月の就任後の翌2月、第1次ブッシュ減税を提案した。同年5月、2001年経済成長及び減税調整法(EGTRRA: Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)が連邦議会を通過し、6月にブッシュ大統領が署名したことにより成立した。2001年EGTRRAの骨子をまとめれば以下のようになる。

(9) 小池(2001).

表1 ブッシュ政権税制改革による個人所得税減税段階実施の過程

2001年 EGTRRA

ブラケット	2001以前	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006～2010年	2011年
高 ↑ ↓ 低	39.6	39.1	38.6		37.6		35.0	期 限 切 れ 失 効
	36.0	35.5	35.0		34.0		33.0	
	31.0	30.5	30.0		29.0		28.0	
	28.0	27.5	27.0		26.0		25.0	
低	15.0	15.0						15.0
		10.0						

2003年 JGTRRA による前倒し

ブラケット	2001以前	2001年	2002年	2003～2010年	2011年
高 ↑ ↓ 低	39.6	39.1	38.6	35.0	期 限 切 れ 失 効
	36.0	35.5	35.0	33.0	
	31.0	30.5	30.0	28.0	
	28.0	27.5	27.0	25.0	
低	15.0	15.0			15.0
		10.0			

(出所) 河音 (2008) p. 38, CBO (2004) Table 1 より作成。

⁽¹⁰⁾
 <2001年 EGTRRA の骨子>

- ・個人所得税の限界税率を2006年までに段階的に引き下げ。(表1上段)
- ・児童税額控除(CTC: Child Tax Credit)を、2010年までに、500ドル(2001年以前)から、1000ドル(2010年)まで段階的に引き上げ。
- ・夫婦合同申告世帯の概算控除を、単身世帯の167%(2004年以前)から、200%(2009年)まで引き上げ。
- ・代替最小税(AMT: Alternative Minimum Tax)の控除額を2004年までに段階的に引き上げ(2005年失効)。
- ・確定拠出型年金(個人退職勘定(IRAs)や401k)の拠出限度額を段階的に引き上げ。

(10) CBO (2004), 岡本 (2006), 河音 (2008), 塚谷 (2009) による。

- ・遺産税と贈与税の税率を、2001年の55%から段階的に引き下げ2007年に45%とする。遺産税の控除額を2001年67万5,000ドルから段階的に引き上げ、2009年350万ドルとし、2010年に遺産税を廃止する。
- ・なお、2001年法のすべての条項は、2010年12月31日に失効する（サンセット条項）。

ブッシュ減税の特徴を述べれば、「導入初期時点においては、中・低所得層向け減税という性格が前面に出ることで広範な国民の支持を勝ち取りつつ、通年においてはごく限られた高額所得階層が実利を得るという戦略的な制度設計⁽¹¹⁾」となっていたことである。これは、Hacker and Pierson (2005) が示す図4に端的に示されている。図4は、ブッシュ減税の利益の帰属を、上位1%の所得階層と下位80%の所得階層で比べたものである。当初の2001年には、下位80%が減税利益の60%を受け取り、上位1%が10%未満を受け取るのに対し、最終年の2010年には、上位1%が減税利益の50%超を受け取り、下位80%は減税利益の30%を受け取るに過ぎなくなる。これは、表1上段にみられるように、上位ブラケットの限界税率の引き下げという富裕層減税が後年に“フェーズ・イン”⁽¹²⁾して行くことがもたらす結果である。

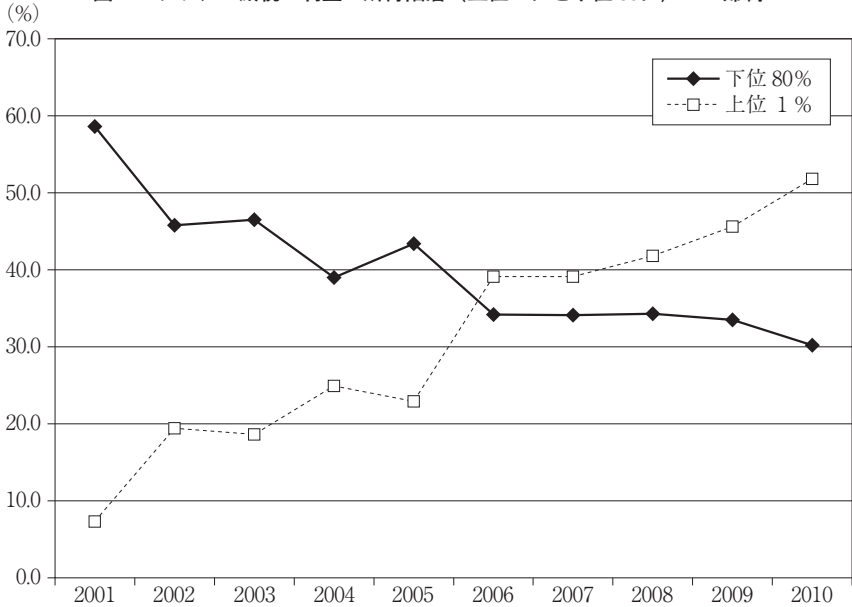
加えて、特徴的なのは、2001年法のすべての条項が2010年12月31日に失効するという「サンセット条項」が存在することである。Hacker and Pierson (2005) は、ブッシュ政権が、サンセット条項を、減税に消極的な政治勢力との取引材料としたこと、そして、いったん成立した減税を期限が来たからといって元に戻すことは容易ではなく、実質恒久化を見越して盛り込んだ、と指摘⁽¹³⁾する。これに対して、河音 (2008) は、Hacker and Pierson の見解を紹介しつつも、2001年 EGTRRA が予算調整法（リコンシリエーション法）であったがゆえに、10年を超えて予算過程を拘束することはできないという制約から、

(11) 河音 (2008) p. 49.

(12) Hacker and Pierson (2005) pp. 45-46.

(13) Hacker and Pierson (2005) pp. 43-44.

図4 ブッシュ減税の利益の所得階層（上位1%と下位80%）への帰属



(出所) Hacker and Pierson (2005) p. 45.

「サンセット条項は、ブッシュ政権の意図的な政治戦略というより、議会予算過程の制約に対する政権の妥協の産物であった⁽¹⁴⁾」という。いずれにせよ、政治的妥協の産物であるサンセット条項は、後のオバマ政権の時代に、増税復帰の政治的困難性を伴った「財政の崖 (fiscal cliff)」問題として顕在化することになる。この点については後述する。

2.2. 景気後退とさらなる減税

2001年から景気後退が始まったことにより、ブッシュ減税は、当初提案の財政黒字の還元という意味合いから、しだいに、景気刺激策としての減税政策へと役割を変化させていくこととなった。⁽¹⁵⁾ 景気刺激策の必要に迫られたブッシュ

(14) 河音 (2008) pp. 54-55.

(15) 塚谷 (2009) p. 119.

政権は、2002年雇用創出・勤労者支援法（JCWAA：The Job Creation and Worker Assistance Act of 2002）で、企業減税すなわち、①初年度30%の特別償却の導入（3年の時限措置）、②欠損金の繰戻し年数の拡大⁽¹⁶⁾（2年の時限措置）を講じた⁽¹⁷⁾。さらに、2003年雇用・成長減税調整法（JGTRRA：The Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003）を成立させ、減税の①規模拡大と②加速を図った。その骨子を述べれば以下ようになる。

〈2003年JGTRRAの骨子⁽¹⁸⁾〉

- ・2001年EGTTRAの個人所得税、限界税率引き下げスケジュールの前倒し。
（表1下段）
- ・2001年EGTTRAの児童税額控除引き上げの前倒し。2003年から\$1,000ドル。
- ・資産性所得すなわち長期キャピタル・ゲイン（保有期間1年以上）及び適格配当（qualified dividends）⁽¹⁹⁾の所得課税の軽減。
- ・企業の減価償却について、2003年5月～2004年末までの時限措置として、初年度減価償却を50%に拡大。
- ・2003年と2004年の代替最小税（AMT）の控除額を2001年EGTTRAよりさらに引き上げ。
- ・2003年と2004年の夫婦合同申告世帯の概算控除を単身世帯の200%に引き上げ（2001年EGTTRAより拡大）。

このうち、資産性所得課税の減税について解説しておこう。2002年までは、長期キャピタル・ゲインについて、通常所得の限界税率15%以下の者には

(16) 2001年または2002年に発生した欠損金について、過去2年間の繰戻しから過去5年間の繰戻しに拡大した。

(17) CBO (2004) p. 2, 塚谷 (2009) p. 120.

(18) CBO (2004) p. 2, 吉弘 (2009) p. 142, 塚谷 (2009) pp. 120-121, 岡本 (2006), 河音 (2008).

(19) 一定期間以上の株式保有継続などを要件とする。それ以外の「通常配当 (ordinary dividends)」については超過累進課税となる。

10%課税、限界税率15%を超える者（2002年で限界税率27%以上の者）には20%課税が適用され、配当所得については超過累進税率による総合課税が適用されていた。それを、2003年以降、適格配当所得は、長期キャピタル・ゲインとともに、分離課税とされ、通常所得の限界税率10%及び15%の者は5%課税へ、限界税率25%～35%の者は15%課税へ引き下げられた。資産性所得の減税効果は、いうまでもなく、富裕層にその恩恵が集中する傾向にある⁽²⁰⁾。

このように、2003年JGTRRAによって、2001年EGTRRA諸規定を前倒しし、特に、限界税率引き下げの前倒しや、長期キャピタル・ゲイン及び適格配当所得減税を実施することによって、富裕層向けの減税規模が一層拡大される結果となった。

岡本（2006）が述べるように、「偏った減税に代表されるブッシュ政権の政策は大きな矛盾を孕んだ、きわめて非合理的な政策」であり、「格差の拡大に非常に鈍感な政治と政策はアメリカ国内の統一を危うくするのみならず、国外でのアメリカの威信をも傷つけ、長期的にみてアメリカの体制を弱くする」可能性が高かったのである⁽²¹⁾。

2.3. 財政収支の悪化

図5は、項目別連邦財政収入の対GDP比の推移をみたものである。ブッシュ減税と景気後退により、個人所得税は、2000年の10.2%から2004年の6.9%まで劇的に低下した。総じて、連邦政府の財政収入も、2000年の対GDP比20.6%から、2004年には16.1%まで低下している⁽²²⁾。

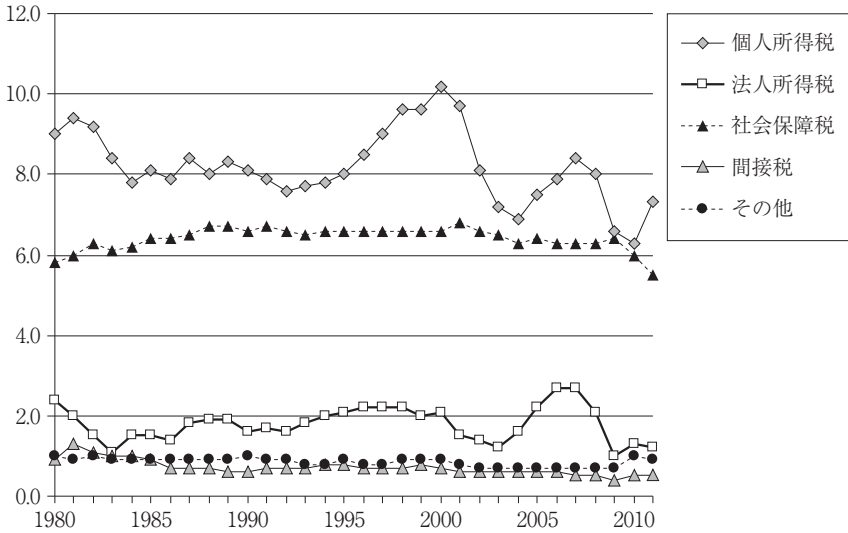
一方、財政支出は、図6にみられるように、対テロ戦争・対イラク戦争の遂行により、国防・国際費が2001年度から2005年度にかけて、対GDP比で3.1%から4.3%へ1.2%ポイント増加したほか、景気低迷により、対個人への移転支出が、2001年度の4.5%から2005年度の5.1%へ0.6%ポイント増加す

(20) 吉弘（2009）pp. 151-152.

(21) 岡本（2006）p. 25.

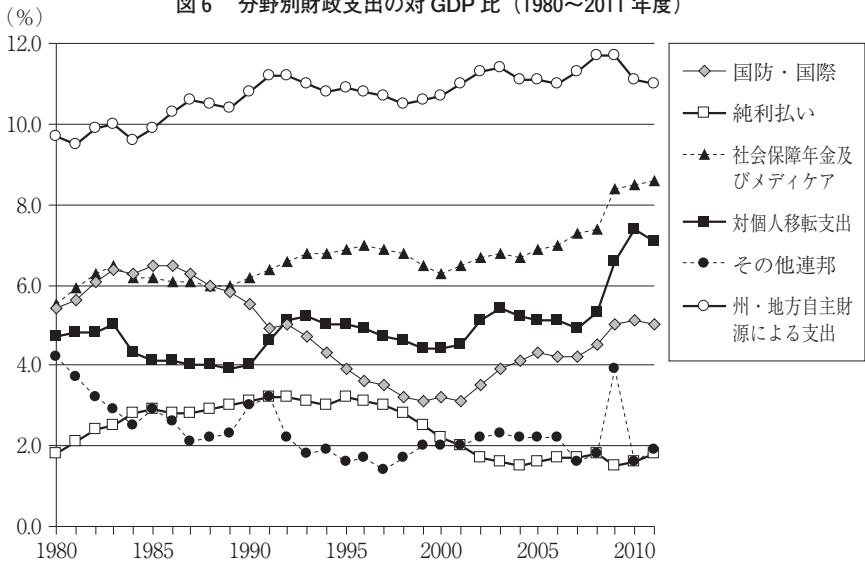
(22) OMB（2012）Historical Tables, Table. 15. 1.

図5 項目別連邦財政収入の対 GDP 比 (1980~2011 年度)



(出所) OMB (2012) Historical Tables, Table 3. 1.

図6 分野別財政支出の対 GDP 比 (1980~2011 年度)



(出所) OMB (2012) Historical Tables, Table 15. 5.

るなど、純利払い費（2001年度2.0%から2005年度1.6%へ減少）を除いて、減少しなかった。総じて、連邦政府の財政支出は、2001年度対GDP比18.2%から2005年度の19.9%まで、1.6%ポイント増加した。⁽²³⁾

財政収支は、ブッシュ減税と景気後退により財政収入が減少したにもかかわらず、財政支出が対テロ戦争・対イラク戦争の戦費の増加を中心として増加の一途をたどった結果、2000年度対GDP比2.4%の黒字から、いわゆる「黒字の還元」をはるかに超えて、2004年度3.5%の赤字まで、実に5.9%ポイントも悪化した（図3参照）。リーマン・ショック以前のアメリカで前例のない財政収支の悪化が生じたのである。

ブッシュ（ジュニア）共和党政権（2001～2009）は、第1に、単独行動主義の外交により、第2に、大幅減税による歳入減少と戦争拡大による戦費増加を主因とする財政赤字により、アメリカ福祉国家システムの基盤を脆弱なものにし、世界の安定を図る基軸国としての立場を危うくしたといえよう。

3. オバマ政権による拡張的財政政策

3.1. リーマン・ショックから2009年アメリカ再生・再投資法へ

2008年11月投開票のアメリカ大統領選は、民主党のバラク・オバマ上院議員と共和党のジョン・マケイン上院議員による対決となり、オバマが選挙人投票でマケインに大差をつけ勝利した。このオバマ大統領を待ち受けていたのは、「住宅バブル」の崩壊によって発生したリーマン・ショック（2008年9月）とそれに続く深刻な金融・経済危機であった。以下では、まず、金融・経済危機に至る過程を追い、発足間もないオバマ政権の対応についてみる。

サブプライム・ローンと住宅バブルの発生

吉田（2008）は、住宅バブルが、ブッシュ大統領の「オーナーシップ社会構

(23) OMB (2012) Historical Tables, Table. 15. 3.

想」と完全に無縁ではなかったことを示唆する。実際、ブッシュ政権は、賃貸住宅居住者を支える住宅補助政策の縮小を提案し、マイノリティや低所得層に対する住宅取得支援を強調した。規模は大きくないものの、住宅所有を支援する HOME 投資プログラム、セルフヘルプ住宅所有プログラム、アメリカンドリーム頭金プログラムなどに予算割当がなされた。吉田は、これらのプログラムが政策効果としては無力だったと結論づけるが、アメリカ社会を覆う理念としての「オーナーシップ社会構想」の反映として、「金融サービスの発展を背景とする」所有化の進展があったとする⁽²⁴⁾。すなわち、「(無力な政策の)他方で、住宅分野における実体としての「オーナーシップ化」自体は進行」し、マイノリティの持ち家率の上昇があったというのである⁽²⁵⁾。

吉田が指摘したように、こうした住宅所有促進の原動力の1つとなったのは、住宅モーゲッジの証券化、及びそれらの証券化商品を再証券化（2次証券化）するという手法を駆使した金融の発展であった。殊に、信用力の低い層向けの住宅融資、いわゆるサブプライム・ローン（subprime mortgage）の果たした役割は大きかった。

サブプライム・ローンは、当初の2～3年を低利固定金利、残期間（28～27年）を割増金利（プレミアム）を乗せた変動金利とするハイブリッド・ローン（組合せ型ローン）が大半である。こうした住宅ローンは、当初の返済負担の抑制により、返済能力の低い者の借り入れ・住宅購入を可能としたが、固定金利あけの金利変更時に返済額が大幅に上昇するので、大きな貸し倒れリスクを内包していたといえる。それでも、こうしたローンが成り立ったのは、当初の数年間の低利返済を続け、金利変更時に、住宅価格が上昇していれば、繰上償還手数料を差し引いても、より有利なローンへ借り換えることが可能となり、返済額大幅上昇のショックを回避できるとの期待があったためという⁽²⁶⁾。

このようにして組成されたサブプライム・ローンは、2006年には80%台の

(24) 吉田 (2008) pp. 150-151. 加えて、荒巻 (2011) pp. 163-164 も参照されたい。

(25) 吉田 (2008) p. 146.

(26) 荒巻 (2011) p. 151.

割合で住宅ローン担保証券（RMBS: Residential Mortgage Backed Securities）に証券化された。住宅ローン担保証券は、借り手の元利返済金を元にした受益証券として、貸し手から投資家に転売される。さらに、これらは、消費者ローン、企業向けローン等を担保とする他の資産担保証券（ABS: Asset-Backed Securities）と組み合わせられて、債務担保証券（CDO: Collateralized Debt Obligations）として再証券化（2次証券化）された。信用補完⁽²⁷⁾により、これらの証券の75~90%がAAAという高い格付けを得たという⁽²⁸⁾。

なぜ、このような（貸し倒れリスクの高い）ローンが提供されたかについて、荒巻（2011）は次のように説明する。ローン提供サイドをみると、ローン債権を保有し続けるわけではなく、売却され資金化され、売られたローンは証券化され投資家に販売される。したがって、ローン提供者にとっては、手数料・売却差益等のフローの収入の最大化が目的となり、ローンの質は2次的な問題となった可能性があるというのである⁽²⁹⁾。

言い換えるならば、大元となる債権のリスクが正しく評価されず、さらに、それが証券化、再証券化（2次証券化）の過程を経て、さらに内在するリスクが曖昧になり、高い格付けと相俟って、リスク情報が証券市場に正確に伝わらなくなる仕組みが出来上がっていたといえる。これが、証券化商品の販売・資金調達を通じて、住宅市場に資金が流れ込む「住宅バブル」発生のメカニズムを支えていたと考えられる。

サブプライム・ショック、リーマン・ショックと100年に一度の金融危機

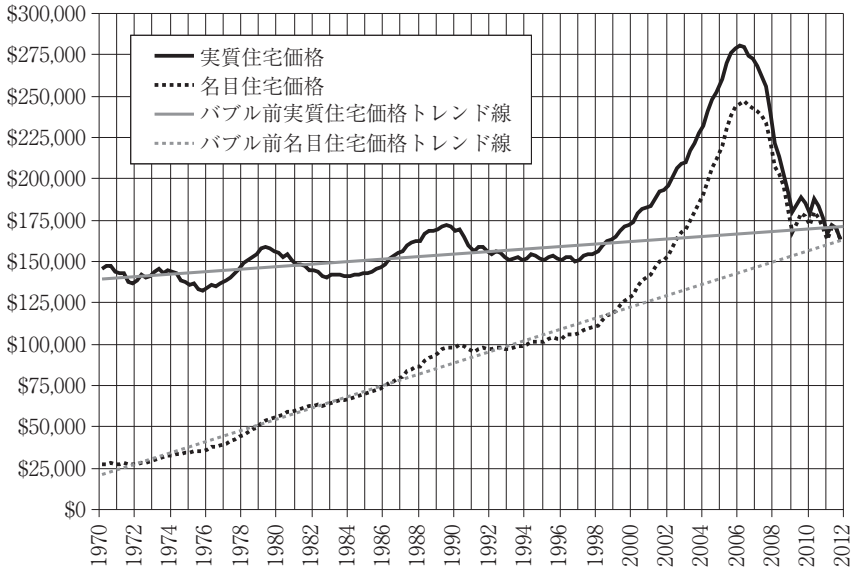
図7は、アメリカ住宅価格の推移（1970~2012年）を示している。同図をみると、住宅バブル以前の実質住宅価格のトレンド線（近似曲線）はほぼフラットであるが、2000年頃から住宅価格がトレンド線からの乖離をみせ始め、2004年頃までには大きく逸脱していることがわかる。

(27) 本稿では詳細を省略する。荒巻（2011）pp. 152-153を参照されたい。

(28) 荒巻（2011）pp. 152-153.

(29) 荒巻（2011）p. 165.

図7 アメリカ住宅価格の推移 (1970~2012年)



(出所) JP's Real Estate Chart, <http://www.jparsons.net/housingbubble/>

2004年には、2001年の景気後退からの回復が明らかになっていたにもかかわらず、アメリカの中央銀行FRBは、5月まで金融緩和を継続した(政策金利1.00%)。ようやく6月に引き締めへ転じたものの、政策金利は、12月まで2%を下回る水準で推移した⁽³⁰⁾。インフレなき景気回復に惑わされ、金利正常化のタイミングを失したといえる。しかも、サブプライム・ローンに関わる住宅信用の混乱に警告を発したFRB理事の警告を、グリーンズパンFRB議長は無視した⁽³¹⁾。

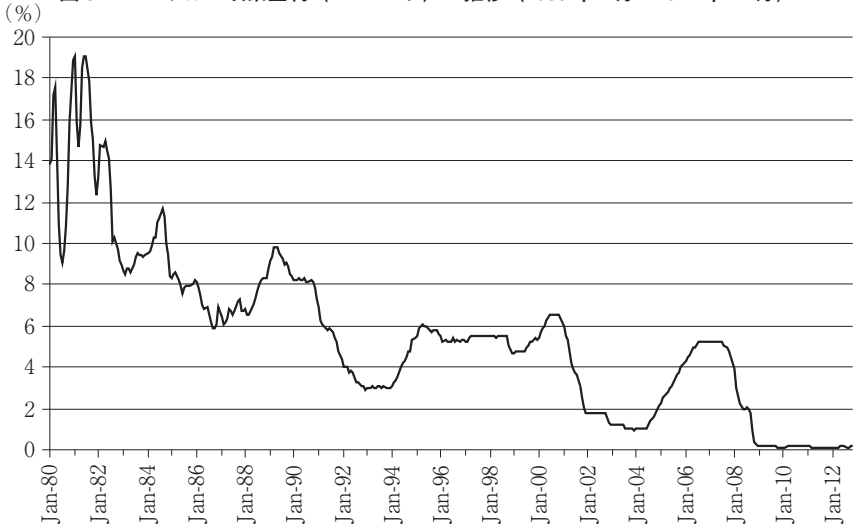
低金利と住宅価格の上昇に支えられ、サブプライム・ローンは、2004年以降に大きく増加し、2005年に新規住宅ローンに占める割合は20%に達した⁽³²⁾。しかし、2006年に入ると、このような仕組みは「逆回転」を始める。

(30) 消費者物価指数(CPI)は2003年2.3%、2004年2.7%。Department of Labor, "Consumer Price Index," <http://www.bls.gov/cpi/>

(31) 佐々木(2010) pp.130-133.

(32) 荒巻(2011) p.149.

図8 アメリカの政策金利（FFレート）の推移（1980年1月～2012年12月）



(出所) FRB, “Selected Interest Rates,” <http://www.federalreserve.gov/releases/h15/data.htm>

FRBは、2006年までに明らかに急激な金融引き締めへ転じ、6月には、政策金利を5.25%まで引き上げた。この高金利（図8参照）と住宅価格の頭打ち・ピークの到来（図7参照）により、サブプライム・ローンに延滞が多発することとなった。すなわち、2006年夏から住宅価格が下落し、サブプライム・ローンの借り手は、返済額大幅上昇を回避するための借り換えが出来なくなっていたのである。この頃から、サブプライム・ローンの延滞率は急上昇し、年末にはサブプライム関係の金融機関に破たんが始まり、2007年8月には、BNPパリバが、サブプライム・ローンを扱う傘下3ファンドの解約を凍結するという「パリバ・ショック」がおきた。サブプライム・ローンを含む複雑な証券化商品を運用していたファンドが資金調達難に陥り金融不安が拡大した。これが「サブプライム・ショック」と呼ばれるものである。⁽³³⁾

証券化商品の損失に始まる金融市場の混乱は、2008年に入ると一層深まっ

(33) 荒巻 (2011) pp. 154-156, 河村 (2010) pp. 36-37.

た。3月には投資銀行5位のベアー・スターンズが商業銀行JPモルガン・チェースに救済合併され、9月15日には、投資銀行最大手のリーマン・ブラザーズが破たんした。いわゆる、リーマン・ショックの発生である。翌16日には、世界最大の保険会社AIGが破たんしたが、“大きすぎてつぶせない (too big to fall)”問題に直面することとなり、結局、公的救済 (bailout) を受けることになった。

以後、金融市場の混乱・麻痺が続き、貸し渋り・貸し付けの縮小が進んだ。金融市場の機能停止が実体経済を悪化させ、それがさらに金融危機を加速させるというスパイラルに陥った。金融制度そのものの全面的な崩落を生じさせかねない、100年に一度といわれる「大恐慌型」の金融・経済危機に発展したのである。⁽³⁴⁾

オバマ政権の金融・経済危機対応

2009年1月には、オバマ大統領が就任したが、即座に危機対応に着手し、2月17日、2009年アメリカ再生・再投資法 (ARRA: American Recovery and Reinvestment Act of 2009) を成立させた。これにより、アメリカ史上最大の財政赤字 (図3参照) をともなう、11年間で7,870億ドル (当初) の経済刺激、雇用維持・創出プランを決定した。

アメリカ再生・再投資法は、減税及びその他租税優遇措置2,880億ドル、エンタイトルメント・プログラム (教育・保健・雇用保険等) の増額2,240億ドル、請負契約・補助金・ローン2,750億ドルで構成される。同法の主要な目的 (primary objective, major purpose) は、雇用の創出と維持 (creating and saving jobs) であり、そのために、すぐにでも開始できるプロジェクト (shovel-ready project) ⁽³⁵⁾ をサポートするとした。

こうして、オバマ政権は、大規模な、ケインズ主義的な拡張的財政政策により、100年に一度といわれた経済危機が大恐慌に繋がることを阻止したのである。

(34) 河村 (2010) pp.37-38.

(35) Recovery.gov, <http://www.recovery.gov/>

3.2. 国民皆保険を実現する医療保険改革法（オバマケア）の成立

アメリカには、1965年に創設された高齢者向け公的医療保険であるメディケアと、低所得者向け公的医療扶助であるメディケイドしか公的医療制度はなかった。大半のアメリカ国民は、雇用主提供医療保険によって、民間ベースで医療保障がなされてきた。しかしながら、高齢者（メディケア）にも属さない、低所得者（メディケイド）にも該当しない、雇用主提供医療保険の恩恵にも浴さない、高リスク者・中低所得者が「無保険者」となって取り残された。その数は、年々増大し、2009年には5,000万人に達したといわれている⁽³⁶⁾。

オバマは、大統領選のときから、国内政策の重要課題の一つとして「医療保険改革」を掲げていた。医療保険改革法（federal health care law）は、民主党が連邦議会の上下両院で主導権を握るという好条件のなか、2009年12月に上院が法案（PPACA：Patient Protection and Affordable Care Act）を可決、下院が、上院法案を修正なしで2010年3月21日に可決し、同23日にオバマ大統領が署名することで成立した。これが、いわゆるオバマケア（obamacare）である⁽³⁷⁾。

Kaiser Family Foundationの整理するところによれば、医療保険改革法は、2010年から2018年まで段階的に実施される91もの規定によって構成されるという⁽³⁸⁾。もっとも、医療保険改革法の核は、2014年1月1日から効力を持ついくつかの規定にある。

第1に、原則として、アメリカ国民及び合法的居住者に医療保険への加入を義務付け、加入しない者にはペナルティが課されることになる。第2に、フルタイムの被用者を50人以上雇用する雇用主が適切な保障範囲の安価な医療保険を提供しない場合、①被用者は後述する取引所から連邦補助付の適格医療保険を購入でき、②雇用主にはペナルティが課されるようになる。第3に、州が、

(36) 長谷川（2012）pp. 110-113.

(37) さらに、同法を一部修正する条項を含む調整法（Health Care and Education Reconciliation Act of 2010）を上院・下院がそれぞれ同25日に可決し、30日にオバマ大統領が署名することで成立した。長谷川（2012）p. 120.

(38) Kaiser Family Foundation, “Implementation Timeline,” <http://healthreform.kff.org/timeline.aspx>

適格医療保険を購入できる、個人向けの「アメリカ医療保険取引所 (American Health Benefit Exchange)」と、中小企業向けの「中小企業医療保険選択プログラム取引所 (Small Business Health Options Program Exchange)」を設立する。第4に、連邦貧困線100~400%の所得階層に、所得に応じ、上記取引所を通じて、医療保険料税額控除及び医療費自己負担にかかるコスト・シェアリング補助を提供する。第5に、メディケイドの適用範囲を、連邦貧困線の133%の所得階層⁽³⁹⁾まで拡大する。

これらの諸規定の意味するところを整理すれば、第1段階として、国民及び合法的居住者へ医療保険の加入を義務付けるが、一方で、雇用主にも医療保険を提供するよう仕向けて、医療保険でカバーされる範囲を広げる。第2段階として、それでも医療保険にアクセスできない被用者、すなわち、ペナルティを払ってでも医療保険を提供しない事業者の被用者、およびペナルティが免除される零細事業者の被用者等には、州が設立する取引所を通じて、連邦補助付の安価な適格医療保険を提供して加入を促進する。第3段階として、それでもカバーされない貧困層には、医療扶助であるメディケイドの適用範囲を、連邦貧困線の133%未満の層にまで拡大して公的医療でカバーする、という仕組みになる。三段構えで、国民及び合法的居住者にあまねく医療保険または医療扶助を提供しようという制度になっているのである。

以上の通り、医療保険改革法の核は、2014年1月1日から実施される諸規定にあったことから、2010年の医療保険改革法の成立だけでは実現が担保されない、すなわち、全米26州で提起された違憲訴訟の判決及び2012年の大統領選の結果によっては、改革が途中で頓挫する可能性も十分にあった。

しかし、2012年6月には、連邦最高裁が、医療保険改革法に対し合憲判決を出した。加えて、同年の大統領選では「オバマケア」に反対し、同改革法の廃止を主張していた共和党の候補、ミット・ロムニー前マサチューセッツ州知事⁽⁴⁰⁾が敗北し、オバマ大統領が再選されたことで、医療保険改革は完全実施に向

(39) Kaiser Family Foundation (2011), and the Department of Health & Human Services, "Key Features of the Affordable Care Act, By Year," <http://www.healthcare.gov/>

けて確実な一步を踏み出したといえる。

福祉国家のもっとも重要な要素でありながら、唯一先進国で実現していなかった国民皆保険の完全実施への道筋がつけられたことは、アメリカ福祉国家システムの大きな前進として捉えてよからう。

3.3. 金融規制法（ドッド・フランク法）による金融規制の強化

行き過ぎた1980年代以降の金融規制の緩和に対し、2007～2008年の金融危機の反省を踏まえ、2010年1月、オバマ大統領は金融規制改革を提案、同7月、強力な金融規制法（通称ドッド・フランク法）が成立した。

ドッド・フランク法は、ニューディール期のグラス・ステイーガル法以来の抜本改革といわれる。848ページに及ぶ同法は、法の前文に「アメリカの金融の安定を図り、金融システムにおける説明責任と透明性を高め、“大きすぎてつぶせない（too big to fail）”問題を終わらせ、公的救済をなくすことでアメリカの納税者を守り、不正な金融操作から消費者を守るなど、その他の目的を達する」と、総合的で多様な目的を記している⁽⁴¹⁾。

同法は、全16章で構成され、連邦預金保険公社（FDIC）、連邦準備制度（FRB）、証券取引委員会（SEC）ほか金融監督諸機関の権限を大幅に強化し、それらの機関に243の規制を定め、67の研究を遂行し、22の定期的な報告書を発行するよう求める内容となっている⁽⁴²⁾。

財務長官を議長とし、連邦準備制度議長を始めとする金融監督諸機関の長10名で構成される「金融安定化監督評議会（Financial Stability Oversight Council）」を置き、金融の安定を脅かすリスクを監視することとなった⁽⁴³⁾。

さらに、FRBが監督する銀行や金融機関に対して、高リスク取引に対する

(40) Reuters (2012).

(41) 111th Congress, 2nd Session, H. R. 4173, “Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act,” <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-111hr4173enr/pdf/BILLS-111hr4173enr.pdf>

(42) Wikipedia, “Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act,” <http://en.wikipedia.org/>

(43) 岡本 (2011) p. 72, 豊福 (2012) p. 157 and Wikipedia.

規制, 元 FRB 議長ポール・ボルカーが提唱した「ボルカー・ルール」が一部取り入れられた。すなわち, 預金を扱う金融機関が, 未公開株やヘッジファンドなど, 高リスクの代替投資への自己勘定取引を, 自己資本の 3%以内に制限するとした。加えて, デリバティブ規制について, 銀行は, 株式デリバティブ, 商品スワップ, 投資不適格級のクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)などのリスクの高いデリバティブ取引を扱う部門を子会社として分離することが求められるようになった。⁽⁴⁴⁾

ドッド・フランク法による規制は, 多岐にわたり, 制度移行まで時間がかかるといわれ, 実際に, 法が定める期限を超過したものの, 実施に移されていない項目もあるなど, 段階的に進めていかざるを得ない。

2012年の大統領選で, オバマ大統領の対抗馬となった, 共和党のロムニー前マサチューセッツ州知事は, 金融界の支援を背景に, ドッド・フランク法の廃止を訴えていた。しかしながら, ニューヨーク金融街ウォール・ストリートへの国民の反発, そして大統領選でのオバマへの信認によって, 同法による段階的な金融規制の強化, あるいは更なる規制強化が進められることが確実な情勢となっている。

これによって, 1980年以來続いた金融規制の新自由主義的なパラダイムは, 不可逆的に大きく転換したといつてよいだろう。⁽⁴⁵⁾

3.4. 「財政の崖 (fiscal cliff)」回避のプロセス

2012年12月31日のブッシュ減税の失効と, 2013年1月1日からの強制的歳出削減がほぼ同時に発生し, アメリカのマクロ経済を縮小させ, 崖の下に叩き落とす可能性が危惧されてきた。これをバーナンキ FRB 議長は, 「財政の崖 (fiscal cliff)」と呼んだ。

2012年11月の選挙後, 任期切れを2013年1月下旬に控えた連邦議員と, 再選されたオバマ大統領の間で, 「財政の崖」回避のための調整が続けられ,

(44) 岡本 (2011) p. 72, 豊福 (2012) p. 157.

(45) 岡本 (2011) p. 73.

表2 オバマ政権によるブッシュ減税の延長（2010年）と富裕層減税の失効（2013年）

Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010
↓
American Taxpayer Relief Act of 2012 (ARTA)

ブラケット	2011～2012年	2013年～	課税所得（夫婦合同申告*）
↑ 高 ↓ 低	35.0	恒 39.6	\$ 450,000～
	33.0	35.0	\$ 398,350～\$ 450,000
	28.0	久 28.0	\$ 146,400～\$ 223,050
	25.0	25.0	\$ 72,500～\$ 146,400
	15.0	15.0	\$ 17,850～\$ 72,500
	10.0	化 10.0	～\$ 17,850
	10.0	10.0	～\$ 17,850

（注）* 勤労者の概算控除は \$ 8,300。

（出所）White House (2010), White House (2013), IRS <http://www.irs.gov/>を参考に筆者作成。

越年しつつも 2013 年 1 月 1 日に妥協が図られた。富裕層減税の打ち切りと、それ以外の減税の継続・恒久化、2011 年予算統制法による歳出削減を 2 か月猶予する 2012 年アメリカ納税者救済法（ATRA: American Taxpayer Relief Act of 2012）が可決、1 月 2 日にオバマ大統領が署名することによって成立した。⁽⁴⁶⁾

表 2 に示されるように、ブッシュ減税時の最高税率 35% の上、夫婦合同申告で 45 万ドル以上、単身で 40 万ドル以上の世帯に適用される新たな 39.6% のブラケットが新設された。⁽⁴⁷⁾ このブラケットに属する世帯は、長期キャピタル・ゲインと適格配当に対する税率も、他のブラケットより高い 20% が適用される。⁽⁴⁸⁾

明らかに富裕層を優遇してきた「ブッシュ減税」は終止符を打ち、富裕層増税が実現した。これによって、10 年間で 6,200 億ドルの税収増が見込まれている。一定の累進性を回復し、所得再分配機能を高める改革となったと評価できる。

(46) White House (2013), IRS, <http://www.irs.gov/>, 『日本経済新聞』2013 年 1 月 3 日。

(47) IRS, <http://www.irs.gov/>

(48) Wikipedia, “Qualified dividend,” <http://en.wikipedia.org/>

結語に代えて

ジョージ・W・ブッシュ（ジュニア）政権期（2001～2009年）には、先制攻撃や予防戦争といった軍事・外交路線を認める新保守主義的な政治思想に裏打ちされた単独行動主義がみられ、減税・規制緩和（あるいは規制の不作为）といった新自由主義的な経済思想に裏打ちされた経済政策がアメリカ福祉国家システムを危機に陥れ、世界の安定を図る基軸国としての立場を危うくする側面があった。

しかしながら、こうした政策は、遅くとも2006年中間選挙において連邦議会の上下両院の多数派を民主党に握られ、レイム・ダック化した第2期ブッシュ政権後半には、大衆の支持を失っていたといつてよい。

2008年大統領選挙で大勝したオバマは、それまでの政策を大きく転換した。オバマ大統領は、2009年1月の就任後すぐに、2008年9月のリーマン・ショックに象徴される金融・経済危機に対応し、2009年アメリカ再生・再投資法（ARRA）によるケインズ主義的な積極的財政政策を発動し、100年に一度といわれた金融・経済危機が大恐慌に発展することを防いだ。

加えて、福祉国家のもっとも重要な要素でありながら、唯一先進国で実現していなかった公的医療制度の整備への道筋をつける2010年医療保険改革法（オバマケア）を成立させた。これにより、2014年までに段階的に国民皆保険体制を構築する道筋をつけた。

さらに、2010年金融規制法（ドッド・フランク法）を成立させ、行き過ぎた1980年代以来続いた金融規制緩和の新自由主義的パラダイムを転換させた。

医療保険改革法も、金融規制法も、国論を二分するほどの議論を呼び起こしたが、2012年11月の大統領選でオバマが再選されたことは、これらのオバマの政策がアメリカ国民によって信認されたといつてよい。

福祉国家は、「二つのポールの間をゆれ動く政策イデオロギーに導かれて、左右に揺れ動くことこそその本質⁽⁴⁹⁾」であり、一見過激に右に振れたように見えたブッシュ（ジュニア）政権の新保守主義・新自由主義路線も、オバマ政権に

よるケインズ主義的な財政政策、福祉国家システムを補強する医療保険改革、新自由主義路線を転換する金融規制改革によって、振り子を左に揺らしているように見える。アメリカ福祉国家システムは、解体の危機を乗り越え、当座は維持されたと考えてよいのではないだろうか。

ただし、巨額の赤字財政による経済下支えは、2010年度、2011年度、2012年度にも継続して行われている。もちろん、オバマ政権には、経済再生と財政再建、すなわち平常状態への復帰の道筋をつけることも課題として残される⁽⁵⁰⁾。

しかしながら、議会予算局(CBO)は、アメリカのマクロ経済が、2011年第3四半期~2017年頃まで、3.1兆ドルという大きなデフレ・ギャップを抱え、しばらくの間、アメリカ連邦政府が赤字財政運営を余儀なくされると予測している⁽⁵¹⁾。100年に一度の危機から、真に再生するには、今しばらくの時間が必要かもしれない。新産業の育成から経済の再興を果たすまでは、オバマ政権も、ぎりぎりの赤字財政運営をしばらくは続けざるをえないかもしれない。

参 考 文 献

- Adema, Willem and Maxime Ladaique (2009), "How Expensive is the Welfare State? Gross and Net Indicators in the OECD Social Expenditure Database (SOCX)," *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No. 92.
- Congressional Budget Office (2004), *Effective Federal Tax Rates Under Current Law, 2001 to 2014*.
- Congressional Budget Office (2012), *The Budget and Economic Outlook: Fiscal Year 2012 to 2022*.
- Department of Health & Human Services, "Key Features of the Affordable Care Act, By Year," <http://www.healthcare.gov/>
- Department of Labor, "Consumer Price Index," <http://www.bls.gov/cpi/>
- Hacker, Jacob S. and Paul Pierson (2005), "Abandoning the Middle: The Bush Tax Cuts and the

(49) 林 (2002) p.200.

(50) オバマ政権が発足当初に掲げた「グリーン・リカバリー」や「グリーン・ニューディール」は掛け声倒れになっているように見え、実際に、アメリカ再生・再投資法でも投資的経費の水準が相対的に低かったことは問題であろう。

(51) CBO (2012) pp.22-29.

- Limits of Democratic Control,” *Perspectives on Politics*, Vol. 3, No. 1.
- Howard, Christopher (1997), *The Hidden Welfare State*, Princeton University Press.
- Kaiser Family Foundation (2011), “Summary of New Health Reform Law,” *Focus on Health Reform*, <http://www.kff.org/healthreform/upload/8061.pdf>
- Kaiser Family Foundation, “Implementation Timeline,” *Health Reform Source*, <http://healthreform.kff.org/timeline.aspx>
- Office of Management and Budget (2012), *The Budget of the United States Government, Fiscal Year 2013*, Government Printing Office.
- Peacock, Alan T. and Jack Wiseman (1961), *The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom*, Princeton University Press.
- Reuters (2012), “Supreme Court upholds Obama’s healthcare law,” Jun 29, 2012.
- Steuerle, C. Eugene (2008), *Contemporary U. S. Tax Policy*, 2nd ed., Urban Institute Press.
- White House (2010), “Fact Sheet on the Framework Agreement on Middle Class Tax Cuts and Unemployment Insurance,” <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2010/12/07/fact-sheet-framework-agreement-middle-class-tax-cuts-and-unemployment-in>
- White House (2013), “The Seven Things You Need to Know About the Tax Deal,” *White House Blog*, Jan. 2, 2013, <http://www.whitehouse.gov/blog/2013/01/02/seven-things-you-need-know-about-tax-deal>
- 荒巻健二 (2011) 「グローバル・インバランスと世界金融危機」 渋谷博史編『アメリカ・モデルの企業と金融』 昭和堂。
- 岡田徹太郎 (2004) 「アメリカ型福祉国家とコミュニティ」 経済理論学会編『季刊 経済理論』 櫻井書店。
- 岡本英男 (2011) 「オバマ政権の歴史的的位置」 新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐』 ミネルヴァ書房。
- 岡本英男 (2009) 「世界システムとしての福祉国家体制の成立」『東京経大会誌』 第 262 号。
- 岡本英男 (2007) 『福祉国家の可能性』 東京大学出版会。
- 岡本英男 (2006) 「ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開」『東京経大会誌』 第 251 号。
- 貝塚啓明 (1985) 「福祉国家論」 東京大学社会研究所編『福祉国家 3 福祉国家の展開 [2]』 東京大学出版会。
- 加藤榮一 (2007) 『福祉国家システム』 ミネルヴァ書房。
- 河音琢郎 (2008) 「租税・財政政策」 河音琢郎・藤木剛康編『G・W・ブッシュ政権の経済政策』 ミネルヴァ書房。
- 河村哲二 (2010) 「グローバル資本主義の現局面」 SGCIME 編『現代経済の解説』 御茶ノ水書房。
- 小池洋次 (2001) 「2000 年米大統領選挙の総括～世紀の出来事から何を読み取るか」『立命館国際研究』 13-3。

- 渋谷博史（1986）『現代アメリカ財政論』御茶ノ水書房。
- 渋谷博史（2005）『20 世紀アメリカ財政史』[I]～[III]，東京大学出版会。
- 橘木俊詔（2002）『安心の経済学』岩波書店。
- 塚谷文武（2009）「アメリカの連邦所得税改革」諸富編（2009）。
- 豊福裕二（2012）『金融政策——なぜ金融危機を避けなかったのか——』藤木編（2012）。
- 長谷川千春（2012）「社会政策——医療保険改革はなぜ困難なのか——」藤木編（2012）。
- 林健久（1992）『福祉国家の財政学』有斐閣。
- 林健久（2002）『財政学講義』[第3版] 東京大学出版会。
- 藤木剛康編（2012）『アメリカ政治経済論』ミネルヴァ書房。
- 持田信樹（2009）『財政学』東京大学出版会。
- 諸富徹編（2009）『グローバル時代の税制改革』ミネルヴァ書房。
- 吉田健三（2008）「社会政策——オーナーシップの理念と現実——」河音琢郎・藤木剛康編
『G・W・ブッシュ政権の経済政策』ミネルヴァ書房。
- 吉弘憲介（2009）「アメリカの近年の資産性所得減税」諸富編（2009）。

* 故細川滋教授にはさまざまな御指導を頂いた。ここに記して謝意を表すとともに、
同氏の御冥福をお祈りしたい。